

令和6年度後学期

高等教育の修学支援新制度における授業料免除申請要項

【私費外国人留学生以外の学部生 対象】

—はじめに—

- ◆公平・公正を期するため、授業料免除・徴収猶予の申請期限は厳守ください。いかなる理由があっても、申請期限後の申請は一切受け付けません。
- ◆授業料免除の申請は、学期ごとの申請が必要です。今年度前学期分の減免が本制度にて決定していた場合でも、必ず後学期分授業料免除の継続申請をしてください。
- ◆授業料免除等申請後に不備、不足書類があった場合、書類の再提出を依頼することがあります。大学の指定する再提出期限を厳守してください。
- ◆授業料免除等申請の申請者は学生本人です。本学を卒業後、就労の場や生活の場では様々な手続きを自ら行うことが求められます。皆さんの自立性を促すため、本授業料免除等申請はご自身で行ってください。保護者等、学生の皆さん以外の人による提出、質問、お問い合わせは原則としてご遠慮いただきますよう、よろしくお願い致します。

— 目 次 —

(1) 制度の概要	・・・ 2
(2) 申請区分	・・・ 2
(3) 申請資格・選考基準	・・・ 3
(4) 申請手続	・・・ 8
(5) 選考結果の通知・授業料の納入	・・・ 11
(6) 免除・徴収猶予の取消	・・・ 11
(7) その他	・・・ 11

Web 入力手引き

<問合せ先・提出先>

〒606-8585

京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係

Tel 075 (724) 7143/7150 (土日及び祝日を除く 8:30~17:00)

E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp

※授業料免除等申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。上記からの連絡には応答するようにしてください。

(1) 制度の概要

高等教育の修学支援新制度（以降：修学支援新制度）

授業料減免と日本学生支援機構による給付型奨学金がセットになった新制度です。日本学生支援機構給付奨学金の判定に基づき、授業料の「全額」、「3分の2」、「3分の1」、「4分の1」が免除され、併せて給付型奨学金が支給されます。学業基準、家計基準等の要件を満たす人全員について、授業料が減免され、給付奨学金が支給されます。※修学支援新制度については下記の日本学生支援機構のHP もご確認ください。

- ・新制度の申込資格・選考基準… <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>
- ・支援区分の確認（進学資金シミュレーター）… <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が調整されます。貸与上限額の詳細は下記の日本学生支援機構のHP をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>

(2) 申請区分

A. 今回初めて修学支援新制度の申請を行う人（これまでに修学支援新制度に申請し、基準を満たさず不採用となった人を含む）

令和6年度後学期から新たに修学支援新制度の支援を受けることを希望する場合、授業料免除と給付奨学金それぞれにおいて申請が必要です。正当な理由なく給付奨学金の申請を行わない場合、授業料等減免申請も取り下げられたものとして取り扱います。

Step1 授業料免除申請 → 毎年学期ごとに申請 ※**今回の手続き**



Step2 給付奨学金申請 → 10月実施予定。詳細は、決定しだい学生情報ポータル掲載予定。



修学支援新制度新規申請完了！

B. すでに修学支援新制度の対象者として採用されている人（停止期間中の人を含む）

令和6年度後学期も継続して修学支援新制度の支援を受けるためには、授業料免除と給付奨学金のそれぞれにおいて継続手続きが必要です。

収入額・資産額の基準により、令和5年10月より1年間の停止措置を受けている人も、令和6年10月からの収入額・資産額の基準の見直しにより、支援の対象となる場合には、継続申請が必要です。

Step1 授業料免除**継続**申請 → 毎年学期ごとに申請 ※**今回の手続き**



Step2 給付奨学金適格認定基準確認 → 適格認定基準は毎年12月～1月頃に学生情報ポータルにて掲載予定。

修学支援新制度継続申請完了！

※継続申請を行わない場合、支援が停止されます。

A に該当する場合 → 3ページ 「(3) 申請資格・選考基準」 [へすすむ](#)

B に該当する場合 → 8ページ 「(4) 申請手続」 [へすすむ](#)

(3) 申請資格・選考基準

A. 今回初めて修学支援新制度の申請を行う人（これまでに修学支援新制度に申請し、基準を満たさず不採用となった人を含む）

申請要件

令和6年度に学部¹に在籍する学生のうち、下記(1)、(2)のいずれも満たす人。

(1) 大学への入学時期等に関する資格

◇ 3年次編入学生²以外の人

- ・ 高校等を卒業した翌年度末から2年の間に大学へ入学した人
例) ○ 令和4年3月高校卒業→令和6年4月に本学へ入学
× 令和3年3月高校卒業→令和6年4月に本学へ入学
- ・ 高卒認定試験受験資格を有した年度(16歳となる年度)から5年を経過しない間に高卒認定試験に合格し、合格後2年の間に大学へ入学した人
- ・ 個別の入学資格審査を経て大学へ入学を認められた場合、入学時の年齢が20歳以下の人

◇ 3年次編入学生

- ・ 高校等(*)を卒業した翌年度末から2年の間に、本学に編入する前に在学していた学校へ入学し、その後卒業又は修了してから、本学へ1年以内に編入した人
(* 高等専門学校の場合、第1学年から第3学年までを指す。)
例) ○ 令和2年3月高校卒業→令和4年4月にA大学へ入学し、令和6年3月に2年次修了→令和6年4月に本学へ編入
× 平成31年3月高校卒業→令和3年4月にA大学へ入学し、令和5年3月に2年次修了→令和6年4月に本学へ編入

(2) 国籍・在留資格に関する資格

以下のいずれかに該当する人(外国人留学生は対象外)

- ・ 日本国籍を有する人
- ・ 法定特別永住者
- ・ 在留資格が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- ・ 在留資格が、「定住者」で、日本に永住する意思がある人

ただし、次のいずれかに該当する人については、選考の対象となりません。

- ・ 令和6年度前学期分の授業料を滞納している人
- ・ 申請書類の提出後、大学から別途追加書類の提出を求められたが、指定された期日までに提出しなかった人(日本学生支援機構給付奨学金の申請を行わなかった人を含む)
- ・ 在籍期間(休学期間を除く)が最短修業年限を超えている人
- ・ 過去に本学において停学(3ヶ月以上又は期限の定めのないもの)の懲戒処分を受けた人
- ・ 過去に本学で入学料又は授業料が減免され、偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明し、免除が取り消された人
- ・ 過去に本学で授業料が減免され、著しい学業不振により免除が取り消された人

家計基準

申請者とその生計維持者（注）について、下記の〈収入基準〉、〈資産基準〉のいずれも満たすこと。

（注）「生計維持者」の考え方について

父母がいる場合は、原則として父母（2名）が「生計維持者」となります。

その他の主な事例における生計維持者の考え方は以下のとおりです。

主な事例	生計維持者
父又は母と死別、父母の離婚等により父又は母と申請者が別生計となっている場合（「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。）	父又は母（1名）
申請者が未成年であり、父母が離婚した場合で、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合	父母（2名）
離婚（又は死別）した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、申請者と再婚相手が同一生計の場合（養子縁組の有無は問いません）	父又は母とその再婚相手（2名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通ができず、申請者が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合	父母以外の主たる支援者（1名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合	申請者（1名）
社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所している（いた）場合	申請者（1名）

生計維持者の考え方については下記 HP もご参考ください。

○日本学生支援機構 HP「生計維持者について」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeizisya.html>

〈収入基準〉

申請者及び生計維持者について、以下の基準を満たすこと。

区分	収入基準（※1）	授業料減免額
第Ⅰ区分	申請者と生計維持者の市町村民税所得割が 非課税 （※2）	全額免除
第Ⅱ区分	申請者と生計維持者の「支給額算定基準額」（※3）の合計が 100円以上 25,600円未満	2/3 免除
第Ⅲ区分	申請者と生計維持者の「支給額算定基準額」（※3）の合計が 25,600円以上 51,300円未満	1/3 免除
第Ⅳ区分 （多子世帯）※4	申請者と生計維持者の「支給額算定基準額」（※3）の合計が 51,300円以上 154,500円未満	1/4 免除

（※1）令和5年1月から12月の収入に基づく課税情報により算出されます。

（※2）ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、現在非課税であっても区分に該当しない場合があります。

（※3）**支給額算定基準額^(a) = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)^(b) (100円未満切り捨て)**

(a) 市町村民税所得割が非課税の人は、（※2）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

(b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 調整額) に4分の3を乗じた額となります。

（※4）多子世帯とは、扶養する子の数が3人以上の世帯です（多子世帯）。

—収入基準の確認方法—

〈方法1〉日本学生支援機構のシミュレーションサイトを利用する。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>（シミュレーション結果はあくまで目安です。）

〈方法2〉市区町村で「課税標準額」「調整控除額」「税額調整額」が記載された課税証明書を取得し、自身で

支給額算定標準額を算出して確認する。(支給額算定基準額を算出するための「課税標準額」「調整控除額」「税額調整額」は、課税証明書や所得証明書に必ず記載されているものではありません。証明書発行の際、記載を依頼してください。)

◆海外居住者等の所得判定について

生計維持者が海外に居住している場合等、日本国内で住民税が課税されていない場合は、生計維持者の所得証明書類等により判定します。

◆家計急変者の所得判定について

下記の(A)～(E)のいずれかの事由より家計が急変し、収入が減少した場合、家計急変者の収入状況が申請時における最新の住民税情報に反映されないため、当該家計急変した生計維持者については、申請時における収入から推算した年間所得額により判定します。

- (A) 生計維持者が死亡
- (B) 生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難な場合
- (C) 生計維持者が失職した場合(非自発的失業*に限る。)

(*非自発的失業とは、雇用保険被保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、下記の離職理由・コードのいずれかに該当する場合をいいます。雇用保険非加入の生計維持者(会社経営者等)の失職は該当しません。)

離職理由	コード
解雇(1B及び5E※に該当するものを除く)	1A(11)
天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇	1B(12)
特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)	2A(21)
特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満等更新明示あり)	2B(22)
特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満等更新明示なし)	2C(23)
事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職	3A(31)
事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職	3B(32)
正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く)	3C(33)
特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6ヵ月以上12ヵ月未満)	3D(34)

※「(5E)被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

- (D) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、次のいずれかに該当
 - i) 上記(A)～(C)のいずれかに該当
 - ii) 被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- (E) 本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった場合

※家計急変者として申請する場合、家計急変の事由が発生したときから3か月以内(新入生の場合は、進学後3か月以内)に申し込む必要があります。家計急変事由発生より3か月を経過している場合は、通常の申請となります。

<資産基準>

申請者と生計維持者(2人)の資産額(※)の合計が**2,000万円未満**(生計維持者が1人のときは**1,250**

万円未満) であること

※**資産**：現金や預貯金及びこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、有価証券）の合計額。
土地等の不動産は含みません。なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

学業基準

◆令和6年度申請に係る学業基準（前学期分・後学期分共通）

令和5年度末の成績において、以下に該当する場合、学業基準を満たしていると判断します。

◎令和6年度入学（1年次入学者）

次の1)～3)のいずれかに該当する場合。

- 1) 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること
- 2) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- 3) 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

◎令和6年度入学（3年次編入学者）

次の1)、2)のいずれかに該当する場合。

ただし、編入元大学等にて7ページの廃止要件に該当している場合、選考対象となりません。（休学歴のある人は、実質相当年次に在籍するとみなします。）

- 1) 編入元大学等における学部等でのGPA（累積）順位が上位1/2の範囲に属すること
- 2) 編入元大学等において修得した単位数等が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

◎令和5年度以前入学生

次の1)、2)のいずれかに該当する場合。

ただし、修業年限で卒業できないことが確定している人、又は履修科目の授業への出席率が5割以下の人は、選考対象となりません。（休学歴のある人は、実質相当年次に在籍するとみなします。）

- 1) 所属課程内におけるGPA（累積）順位が上位1/2の範囲に属し、かつ、修得した単位数等が下表の条件を満たすこと

令和5年度末年次	単位数等
1年次	17単位以上
2年次	33単位以上
3年次	卒業研究の履修を認められていること

- 2) 修得した単位数等が下表の条件を満たしており、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

令和5年度末年次	単位数
1年次	34単位以上
2年次	67単位以上
3年次	卒業研究の履修を認められていること

◆（参考）令和7年度以降の継続申請に係る学業基準

令和6年度の採択状況により、学業基準が異なります。

① 令和6年度に修学支援新制度の対象者として採用された人

学年末の学業成績が、下表「廃止」区分の学業成績の基準のいずれかに該当する場合、学業基準を満たしていないと判断され、翌年度以降、選考対象となりません。

また、学年末の学業成績が下表「警告」区分の学業成績の基準のいずれかに連続して該当する場合、その翌年度以降、選考対象となりません。（休学歴のある人は、実質相当年次に在籍するとみなします。）

（例：令和6年度末のGPA順位が下位1/4（警告1回目）

令和7年度末の出席率が8割以下（警告2回目）→令和8年度以降、授業料減免の対象外）

区分	学業成績の基準	
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・3年次学年末時点で卒研未着手など、修業年限で卒業できないことが確定した場合 ・修得した単位数の合計が下表以下であること 	
		単位数
	1年次 学年末時点	17単位
	2年次 学年末時点	33単位
警告	<ul style="list-style-type: none"> ・履修科目の授業への出席率が5割以下であること ・次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること※ 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・修得した単位数の合計が下表以下であること 	
		単位数
	1年次 学年末時点	20単位
		単位数
	2年次 学年末時点	40単位
	<ul style="list-style-type: none"> ・所属課程内におけるGPA順位（単年度）が下位1/4の範囲に属すること ・履修科目の授業への出席率が8割以下であること 	

※2回目の「警告」の理由が、「所属課程内におけるGPA順位（単年度）が下位4分の1の範囲に属すること」のみによる場合は「停止」となります。この場合、「停止」後最初の適格認定（学業）において、「警告」又は「廃止」に該当しない場合は、次の学年（修業年限内に限る）から再度支援を受けることが可能です。

② 令和6年度に修学支援新制度の対象者として採用されなかった人（申請しなかった人を含む）

6ページ「◆令和6年度申請に係る学業基準（前学期分・後学期分共通）」の学業基準に同じ

(4) 申請手続

申請には、「**1.Web 入力**」と「**2.申請書類提出**」の両方が必要です。必ず申請期間内に Web 入力と申請書類提出を完了してください。事情にかかわらず期間後は申請できません。

<申請の流れ・期限>

申請書類提出は、①窓口持参、②郵送のいずれかの方法により提出してください。

手順	期間	入力・受付時間	方法・受付場所
1.Web 入力	9月2日(月) ～ 9月24日(火)	8:30～ 17:00 * 【厳守】 ※日本時間 ※土日祝日 入力可	Web 入力画面 《1.Web 入力》を参照
2.申請書類提出		8:30～ 17:00 * 【厳守】 ※日本時間 ※土日祝日 除く	窓口持参 又は 郵送 ※最終日 17 時必着 ※必ず書留等追跡可能な形式 で提出してください

1.Web 入力

本要項の最終ページ以後の Web 入力手引きを参照のうえ情報を入力してください。Web 入力画面には学務課 HP (マイページ) からアクセスしてください。(<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>)

注意事項

- ・申請者側の PC・ネットワーク環境の不備により Web 入力が完了しなかった場合の責任は一切負えませんので、余裕をもって Web 入力を完了させてください。
- ・Web 入力は、たとえ登録中でも締切時刻になれば申請システムは終了し、以後は登録できません。
- ・Web 入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）は Web から内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、令和 6 年 9 月 30 日 (月) 17:00 までに学生支援・社会連携課経済支援係 (shogaku@jim.kit.ac.jp) までメールご連絡ください。

2.申請書類提出

Web 入力完了後、下記書類をダウンロードし、A4 サイズで印刷して書類を提出してください。

A : 今回初めて修学支援新制度の申請を行う人 (これまでに修学支援新制度に申請し、基準を満たさず不採用となった人を含む)

B : すでに修学支援新制度の対象者として採用されている人 (停止期間中の人を含む)

申請区分		申請書類	様式
A	B		
○		①大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	A 様式 1
	○	②大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の 継続 に関する申請書	A 様式 2
○		③学修計画書	

注意事項

- ・web入力のみでは申請は完了しません。必ず印刷した申請書類と併せて必要書類を提出してください。
- ・郵送により提出する場合は、必ず書留等追跡可能な形式で提出してください。追跡可能な形式以外で提出した場合、書類の未着・紛失等について、大学は一切責任を負いません。また、申請期間最終日の17時以降に届いた書類は受け付けられません。

<申請にあたっての注意事項>

- ・申請期間は厳格に取り扱います。必ず期間内に入力・提出してください。
- ・申請書類提出後に、申請理由等を明らかにするために照会や追加書類の提出を指示することがありますので、連絡を受けた場合は速やかに対応してください。

申請書類の配付

申請要項・申請書類は学生情報ポータル及び本学ホームページから各自でプリントアウトするか、学生支援・社会連携課事務室前にも配架しますので、ご希望の方法で入手してください。

- 学生情報ポータル (https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/)
- 本学ホームページ (https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/koukijyugyoryo_gakubu/)

(5) 選考結果の通知・授業料の納入

<選考結果の通知>

- ・通知予定日

令和6年12月下旬(注)

注) 結果通知時期は現時点での予定です。確定次第、学生情報ポータルで結果通知日をお知らせします。

- ・通知方法

学務課 HP からダウンロード

①結果通知期間中に学務課 HP (<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>) > 「マイページ」 > 「各種申請」の「入学料・授業料免除等申請」 > 「免除等結果通知」の詳細確認からダウンロードしてください。

②①に加えて、免除判定結果が不許可又は一部免除の人は、上記ページの「授業料の納付方法の通知出力」から、納付方法についての通知をダウンロードし、納付額や納付期限を確認してください。(ただし、複数の免除制度に申請した方で、ひとつでも判定結果が未確定の制度がある場合は、すべての結果が確定するまで授業料の徴収は猶予されるため、納付方法についての通知は出力されません。)

<授業料の納入>

- ・授業料免除申請結果が不許可となった人又は一部免除となった人は、授業料の全部又は一部を大学が指定する期日までに納入しなくてはなりません。口座振替利用者は、所定の日に授業料が引き落とされます。口座振替を利用していない人は、学生支援・社会連携課経済支援係まで振込用紙を受け取りに来てください。
- ・授業料免除を申請した人は、選考結果の通知があるまでは、授業料の徴収が猶予されます。本学から納入依頼の文書が届いても、授業料を納入しないでください。口座振替利用者は、判定結果が出るまでの間、引き落としは停止されます。

(6) 免除の取消

下記のいずれかに該当する場合は、免除の決定後でも許可を取り消します。許可を取り消された場合、減免された授業料(最大1年分)の全額を大学が指定する期日までに納入しなければなりません。

- ・偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明したとき
- ・学業成績が著しく不良となったと認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないと認められるとき
- ・退学又は停学(3ヵ月以上又は期限の定めのないもの)の懲戒処分を受けたとき

(7) その他

- ・休学中は高等教育の修学支援新制度による授業料減免の効力が停止しますので、学期途中で休学した場合、当該休学期間に係る授業料の納入が必要な場合があります。
- ・授業料減免に関する各種情報は、学生情報ポータルに掲載しますので、定期的に確認するようにしてください。(学生情報ポータル https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/)
- ・授業料減免申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡をすることがあります。手続き上の不利益を被ることのないよう、学生支援・社会連携課経済支援係の連絡先を予め登録しておく等、大学からの連絡が取れる状態にしておいてください。

国立大学法人 京都工芸繊維大学

Web入力手引き

1.Web入力画面アクセス方法	3
2.Web入力方法	4
2-1.高等教育の修学支援新制度（新規申請）	5
2-2.高等教育の修学支援新制度（継続申請）	9
2-3.授業料徴収猶予申請	12
3.申請書類の提出	
3-1.高等教育の修学支援新制度（新規申請）	19
3-2.高等教育の修学支援新制度（継続申請）	20
3-3.授業料徴収猶予申請	21
4.提出先・問合せ窓口	22

1.Web入力画面アクセス方法

①学務課HP（マイページ）のログイン

URLにアクセスし、ユーザー名・パスワードを入力の上ログイン。

<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>

② Web入力画面に移行

1

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

Logout

マイページ My Page

2

各種申請 Applications



3

入学料・授業料免除等申請

➡ 4ページへ

2.Web入力方法

高等教育の
修学支援新制度
(新規申請)



➡ 5ページへ

高等教育の
修学支援新制度
(継続申請)



➡ 9ページへ

授業料徴収
猶予申請



➡ 12ページへ

2.Web入力方法

2-1. 高等教育の修学支援新制度（新規申請）

①申請種別の選択 & 同意

ログインユーザ
● ● ●
Logout

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

学生ポータル 各種申請 授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除等の申請

留学生以外の方

留学生以外の方はこちらから申請してください。
「高等教育の修学支援新制度」と「入学料徴収猶予・授業料徴収猶予」はどちらかしか申請できません。

種別	申請期間	申請状況	-
[● ● 年度 ● 学期] 高等教育の修学支援新制度	●●/●●/●● (●) ●●時 ~ ●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	申請する
[● ● 年度 ● 学期] 入学料徴収猶予・授業料徴収猶予	●●/●●/●● (●) ●●時 ~ ●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	申請する

家計急変に伴う高等教育の修学支援新制度への申請についてはいつでも行うことができます。
3か月ごとに継続申請を行ってください。

種別	申請状況	-
高等教育の修学支援新制度（家計急変）	未申請	申請する

留学生の方

留学生の方はこちらから申請してください

種別	申請期間	申請状況	-
[● ● 年度 ● 学期] 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予	●●/●●/●● (●) ●●時 ~ ●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	申請する

手順

- 1 申請するをクリックします。
- 2 内容を確認し、チェックします。



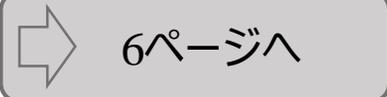
京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

授業料免除及び徴収猶予申請

申請対象情報	
種別	[● ● 年度 ● 学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時~●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。
申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。
・この申請の入力事項は事実と相違ありません。なお、入力事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
・授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
・京都工芸繊維大学入学後、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

2 申請にあたって、私は上記の事項を確認し、了承します。



2.Web入力方法

2-1. 高等教育の修学支援新制度（新規申請）

②申請情報の入力

1

申請入力情報

1. 過去に修学支援新制度の支援を受けたことがありますか。*

受けたことがある 受けたことがない

支援を受けた学校名と支援期間を入力してください。

学校名：

期間（月数）：年月～年月（ヶ月）

2. 過去に修学支援新制度の入学料減免を受けたことがありますか。*

1. で「受けたことがある」を選択した場合に回答してください。

受けたことがある 受けたことがない

手順

- 1.-2.の設問に回答します。
- 3.の質問に回答します。
(選択する回答によって表示が異なります。)

(1) 授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定を選択した場合

2 1

3. 日本学生支援機構給付奨学金申請状況について、該当するものを1つ選択してください。*

授業料等減免を受けようとする場合、特段の事由が無い限り給付奨学金の申請が必須です。特段の事由により申請しない場合、別途大学が指定する書類を提出する必要があります。

高校等で予約採用に申込済み

編入元大学等で採用済

授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定 **2**

給付奨学金を申請しない

私は、特段の事由がない場合、給付奨学金への申請が必須であることを承知しています。
所定の期日までに給付奨学金の申請を行わない場合、この授業料等減免申請も取り下げられたものとして取り扱われることについて了承します。

補足

- 特段の理由がない限り「授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定」を選択してください。
- 10月に給付奨学金の申請を行わない場合、授業料等減免申請も取り下げられたものとして取り扱われます。
- 原則として、給付奨学金を申請しなければ授業料等減免を受けられません。何らかの**特段の理由**がある場合は、その理由を入力してください。

(2) 給付奨学金を申請しないを選択した場合

2

3. 日本学生支援機構給付奨学金申請状況について、該当するものを1つ選択してください。*

授業料等減免を受けようとする場合、特段の事由が無い限り給付奨学金の申請が必須です。特段の事由により申請しない場合、別途大学が指定する書類を提出する必要があります。

高校等で予約採用に申込済み

編入元大学等で採用済

授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定

給付奨学金を申請しない **3**

申請しない特段の事由：



7ページへ

2.Web入力方法

2-1. 高等教育の修学支援新制度（新規申請）

②申請情報の入力

① ①

4. 学修状況の計画について各項目200字～400字程度で入力してください。

4-1. 学修の目的（将来の展望を含む。）*

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の（1）から（3）を参考にしつつ、その内容を入力してください。

- （1）将来に就きたい職業(業種)があり、その職業(業種)に就くための知識の習得や資格を取得するため。
- （2）興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。
- （3）将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

4-2. 前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを入力してください。*

4-3. あなたは、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。*

- 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある
- 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない

②

どのような姿勢で学びに取り組みようと考えているかを入力してください。

一時保存

入力内容確認

②

手順

① 4-1から4-3.の設問に回答します。

② すべて入力し終わったらクリックします。

補足

① 各項目200字～400字で入力しないと次に進めません。

② 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がない場合、学修意欲が無いと判断されることがあります。



8ページへ

2.Web入力方法

2-1. 高等教育の修学支援新制度（新規申請）

③申請入力内容の確認

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除申請 入力内容確認

入力は以上です。
あなたの入力した内容は以下のとおりです。
入力内容に相違がない場合は下の「登録」ボタンを押してください。登録完了後はWeb画面からは修正できません。
入力内容を訂正する場合は、「訂正」ボタンを押してください。

申請対象情報	
種別	[●● 年度●学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時~●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

なお、Web登録のみでは申請は完了しません。Web登録後、申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。期限までに申請書類の提出が無い場合、申請は無効となります。このことに同意しますか。

同意する

訂正 登録 1



portal.student.kit.ac.jp の内容
入力した内容で登録を完了します。
処理を続行しますか？

OK キャンセル



登録完了

Web登録を完了しました。
まだ申請は完了していません。
続いて申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。

OK

手順

- ① 内容を確認し、同意するにチェックを入れ、登録をクリックする。
（登録完了をすると訂正ができませんのでご注意ください）
- ② 「OK」をクリックするとWeb入力完了です。



19ページへ

2.Web入力方法

2-2. 高等教育の修学支援新制度（継続申請）

① 申請種別の選択 & 同意

ログインユーザ
● ● ●
Logout

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

学生ポータル 各種申請 授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除等の申請

留学生以外の方

留学生以外の方はこちらから申請してください。
「高等教育の修学支援新制度」と「入学料徴収猶予・授業料徴収猶予」はどちらかしか申請できません。

種別	申請期間	申請状況	-
[● ● 年度 ● 学期] 高等教育の修学支援新制度	●●/●●/●● (●) ●●時 ~ ●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	1 申請する
[● ● 年度 ● 学期] 入学料徴収猶予・授業料徴収猶予	●●/●●/●● (●) ●●時 ~ ●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	申請する

家計急変に伴う高等教育の修学支援新制度への申請についてはいつでも行うことができます。
3か月ごとに継続申請を行ってください。

種別	申請状況	-
高等教育の修学支援新制度（家計急変）	未申請	申請する

留学生の方

留学生の方はこちらから申請してください

種別	申請期間	申請状況	-
[● ● 年度 ● 学期] 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予	●●/●●/●● (●) ●●時 ~ ●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	申請する

手順

- 1 申請するをクリックします。
- 2 内容を確認し、チェックします。



京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除及び徴収猶予申請

申請対象情報	
種別	[● ● 年度 ● 学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時~●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。
申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。
・この申請の入力事項は事実と相違ありません。なお、入力事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
・授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
・京都工芸繊維大学入学後、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

2 申請にあたって、私は上記の事項を確認し、了承します。



10ページへ

2.Web入力方法

2-2. 高等教育の修学支援新制度（継続申請）

②申請情報の入力

①

申請入力情報

1. 日本学生支援機構給付奨学金の奨学生番号を入力してください。*

一時保存

入力内容確認

①

②

手順

- ① 1.の設問に回答します。
- ② 入力し終わったらクリックします。

補足

① 現在受給中の給付奨学金の奨学生番号（「5」から始まる11桁）を入力してください。奨学生番号は奨学生証で確認できます。
わからない場合は学生支援・社会連携課経済支援係にお問い合わせください。



11ページへ

2.Web入力方法

2-2. 高等教育の修学支援新制度（継続申請）

③申請入力内容の確認

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除申請 入力内容確認

入力は以上です。
あなたの入力した内容は以下のとおりです。
入力内容に相違がない場合は下の「登録」ボタンを押してください。登録完了後はWeb画面からは修正できません。
入力内容を訂正する場合は、「訂正」ボタンを押してください。

申請対象情報	
種別	[●● 年度●学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時~●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

なお、Web登録のみでは申請は完了しません。Web登録後、申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。期限までに申請書類の提出が無い場合、申請は無効となります。このことに同意しますか。

同意する

訂正 登録 ①



portal.student.kit.ac.jp の内容
入力した内容で登録を完了します。
処理を続行しますか？

OK キャンセル



②

登録完了

Web登録を完了しました。
まだ申請は完了していません。
続いて申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。

OK

手順

- ① 内容を確認し、同意するにチェックを入れ、登録をクリックする。
(登録完了をすると訂正ができませんのでご注意ください)
- ② 「OK」をクリックするとWeb入力完了です。



20ページへ

2. Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

① 申請種別の選択 & 同意

ログインユーザ
● ● ●
Logout

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

学生ポータル 各種申請 授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除等の申請

留学生以外の方

留学生以外の方はこちらから申請してください。
「高等教育の修学支援新制度」と「入学料徴収猶予・授業料徴収猶予」はどちらかしか申請できません。

種別	申請期間	申請状況	-
[● ● 年度 ● 学期] 高等教育の修学支援新制度	●●/●●/●● (●) ●●時 ~ ●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	1 申請する
[● ● 年度 ● 学期] 入学料徴収猶予・授業料徴収猶予	●●/●●/●● (●) ●●時 ~ ●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	1 申請する

家計急変に伴う高等教育の修学支援新制度への申請についてはいつでも行うことができます。
3か月ごとに継続申請を行ってください。

種別	申請状況	-
高等教育の修学支援新制度 (家計急変)	未申請	申請する

留学生の方

留学生の方はこちらから申請してください

種別	申請期間	申請状況	-
[● ● 年度 ● 学期] 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予	●●/●●/●● (●) ●●時 ~ ●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	申請する

手順

- 1 申請するをクリックします。
- 2 内容を確認し、チェックします。

補足

- 1 「高等教育の修学支援新制度」と「授業料徴収猶予」はどちらかしか申請できません。



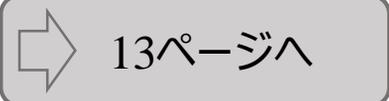
京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

授業料免除及び徴収猶予申請

申請対象情報	
種別	[● ● 年度 ● 学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時~●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。
申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。
・この申請の入力事項は事実と相違ありません。なお、入力事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
・授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
・京都工芸繊維大学入学後、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

2 申請にあたって、私は上記の事項を確認し、了承します。



2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

②申請情報の入力

1

申請入力情報

1. 申請区分を選択してください。*

1

- 授業料徴収猶予のみ申請
 入学料徴収猶予のみ申請
 入学料徴収猶予 + 授業料徴収猶予

2. 申請理由を入力してください。*

申請するに至った家庭事情やその他特に説明を要する事情を具体的に入力して下さい。入力内容が少なく、免除・猶予が必要と判断できない内容の場合、免除・猶予を受けられない場合があります。

3. ●●年10月1日以降（新生入は●●年4月1日以降）に、学生本人の学費を主として負担している人（以下「学費負担者」という。）が死亡したことにより、授業料（入学料）の納付が著しく困難である状況に該当しますか。*

該当する 該当しない

4. ●●年10月1日以降（新生入は●●年4月1日以降）に、学生本人若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難である状況に該当しますか。*

該当する 該当しない

一時保存

5. あなたの世帯はひとり親世帯に該当しますか。*

2

ひとり親世帯とは、父子世帯・母子世帯のほか、父母と死別し、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合をいいます。該当する場合、ひとり親世帯であることの証明書の提出が必要です。

該当する 該当しない

手順

1 1.-8.の設問に回答します。

補足

1 入学料が含まれる選択肢は、入学学期のみ表示されます。

2 ひとり親世帯に該当するを選択した場合、ひとり親世帯を証明する書類を提出する必要があります。必要書類の詳細は申請要項P.7、8を確認してください。



14ページへ

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

②申請情報の入力

1

6-1. あなたは独立生計者に該当し、独立生計者として申請しますか。*

独立生計者とは、主として申請者（又はその配偶者）が自身の生計を維持（注）し、以下全てを満たす人です。独立生計者として申請する場合、その事実を証明する書類を提出する必要があります。詳細は申請要項を確認してください。

- ・所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと
 - ・父母（配偶者の父母を含む）と別居していること
 - ・申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること
- （注）申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみなしません。

- 独立生計者として申請する
 独立生計者として申請しない

1 2

6-2. 配偶者はいますか。*

6-1. で「独立生計者として申請する」を選択した場合に回答してください。

- 有 無

6-3. 所得税法上の扶養状況について、いずれか1つを選択してください。*

6-2. で「有」を選択した場合に回答してください。

- あなたが配偶者を所得税法上扶養している
 配偶者があなたを所得税法上扶養している
 あなた及び配偶者ともに所得税法上の扶養親族となっていない

6-4. 申請者の1ヶ月平均の収入及び支出を入力してください。* 3

6-1. で「独立生計者として申請する」を選択した場合に回答してください。

収入の合計は支出の合計と一致させてください。

収入		支出	
家族からの支援	<input type="text"/> 円	住居費	<input type="text"/> 円
支援者からの援助	<input type="text"/> 円	光熱水道代	<input type="text"/> 円
自分の預貯金	<input type="text"/> 円	食費	<input type="text"/> 円
定職収入	<input type="text"/> 円	勉学費（書籍・文具・実習費）	<input type="text"/> 円
アルバイト収入	<input type="text"/> 円	衣服・日用品費	<input type="text"/> 円
奨学金	<input type="text"/> 円	交通費	<input type="text"/> 円
その他	<input type="text"/> 円	医療費	<input type="text"/> 円
具体的内容： <input type="text"/>	<input type="text"/> 円	次学期授業料積立	<input type="text"/> 円
		貯金	<input type="text"/> 円
		その他	<input type="text"/> 円
		具体的内容： <input type="text"/>	<input type="text"/> 円
■収入合計	0円	■収入合計	0円

手順

1 6の設問に回答します。

補足

1 「独立生計者の考え方」を確認し、要件を満たす場合に限り独立生計者として申請してください。

2 独立生計者として申請するを選択した場合、独立生計を証明する書類を提出する必要があります。必要書類の詳細は申請要項P7、8を確認してください。

3 配偶者の収入は「具体的内容（配偶者の収入）」として入力してください。

「独立生計者」の考え方について

〈独立生計者の要件〉

主として申請者（又はその配偶者）が自身の生計を維持（注）し、以下①～③全てを満たすこと

- ① 所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと
- ② 父母（配偶者の父母を含む）と別居していること
- ③ 申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること

（注）申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみなせません。

申請者（又はその配偶者）に定職が無い場合は、自身の収入のみで生計を維持していることの証明書類として、家族等による仕送り額の証明書、アルバイト収入の証明書、預金通帳のコピー（貯金取崩し額の確認）等、生計状況を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

〈独立生計者の生計維持者の考え方〉

- ・配偶者がいない場合 → 申請者が生計維持者（1名）
- ・配偶者が申請者の税法上の扶養親族である場合 → 申請者が生計維持者（1名）
- ・申請者が配偶者の税法上の扶養親族である場合 → 配偶者が生計維持者（1名）
- ・申請者及び配偶者が誰にも税扶養されていない場合 → 申請者及び配偶者が生計維持者（2名）

➡ 15ページへ

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

②申請情報の入力

1

7. 生計維持者を登録してください。*

生計維持者の考え方は下記のとおりです。詳細は申請要項を確認してください。

- ・父母がいる場合、原則として父母（2名）
- ・父又は母と死別、父母の離婚等により父又は母と申請者が別生計となっている場合、父又は母（1名）
- ・父母と死別し、申請者が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合、主たる支援者（1名）

上記にかかわらず、独立生計者の場合は下記のとおりです。

- ・独立生計者に該当し、配偶者がいない場合、申請者（1名）
- ・独立生計者に該当し、配偶者があり、申請者が配偶者を税法上扶養している場合、申請者（1名）
- ・独立生計者に該当し、配偶者があり、申請者が配偶者に税法上扶養されている場合、配偶者（1名）
- ・独立生計者に該当し、配偶者があり、申請者及び配偶者ともに税法上の被扶養者となっていない場合、申請者及び配偶者（2名）

生計維持者 1

1

申請者が生計維持者に該当する場合は、申請者を「生計維持者 1」として登録してください。申請者が生計維持者に該当する場合は、下記に該当する場合があります。

- ・独立生計者に該当し、配偶者がいない場合
- ・独立生計者に該当し、配偶者があり、申請者が配偶者を税法上扶養している場合
- ・独立生計者に該当し、配偶者があり、申請者及び配偶者ともに税法上の被扶養者となっていない場合

申請者を生計維持者1とする

氏名 :

フリガナ :

続柄 : 父 母 配偶者 本人 その他 ()

生年月日 :

現住所 :

生計維持者 2

氏名 :

フリガナ :

続柄 : 父 母 配偶者 本人 その他 ()

生年月日 :

現住所 :

手順

①7の設問に回答します。

補足

①8.の質問でひとり親世帯に「該当する」を選択した場合は、生計維持者1のみが表示されます。



16ページへ

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

②申請情報の入力

1

8. 申請者、生計維持者1、2について、次の項目を入力してください。

8-1. ●●年1月1日時点で、日本国内に住民票登録はありますか。*

なしを選択した場合、別途書類の提出が必要です。詳細は学生支援・社会連携課経済支援係までお問い合わせください。

申請者 () : あり なし
生計維持者1 () : あり なし
生計維持者2 () : あり なし

8-2. 家計急変者に該当し、家計急変者として申請しますか。*

1

「家計急変者」とは、令和5年1月以降に次のA～Eのいずれかの事由により家計が急変し、収入が減少した人をいいます。詳細は申請要項を確認してください。

- A. 生計維持者が死亡
- B. 生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難な場合
- C. 生計維持者が失職した場合（非自発的失業に限る。）
- D. 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、次のいずれかに該当
 - i) 上記A～Cのいずれかに該当
 - ii) 被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- E. 申請者が父母等による暴力等から避難するために、保護施設等へ入所することとなった家計急変者として申請する場合、家計急変を証明する書類の提出が必要です。詳細は申請要項をご確認ください。

申請者 () : 家計急変者として申請する 家計急変者として申請しない
生計維持者1 () : 家計急変者として申請する 家計急変者として申請しない
生計維持者2 () : 家計急変者として申請する 家計急変者として申請しない

8-3. 該当する家計急変の事由を選択してください。*

8-2. で「家計急変者として申請する」を選択した場合に回答してください。

申請者 () :
生計維持者1 () :
生計維持者2 () :

8-4. 家計急変の事由が発生した年月を入力してください。*

8-2. で「家計急変者として申請する」を選択した場合に回答してください。

申請者 () : 20 年 月
生計維持者1 () : 20 年 月
生計維持者2 () : 20 年 月

8-5. 事由発生前の就労状況について該当するものを選択してください。*

8-3. でA又はE以外を選択した場合に回答してください。

申請者 () : 被雇用者 事業主 その他 ()
生計維持者1 () : 被雇用者 事業主 その他 ()
生計維持者2 () : 被雇用者 事業主 その他 ()

8-6. 雇用保険加入状況について該当するものを選択してください。*

8-3. でA又はE以外を選択した場合に回答してください。

申請者 () : 加入しており受給資格があった 加入していなかった・受給資格がなかった
生計維持者1 () : 加入しており受給資格があった 加入していなかった・受給資格がなかった
生計維持者2 () : 加入しており受給資格があった 加入していなかった・受給資格がなかった

手順

1 8の設問に回答します。

補足

1 家計急変者の詳細は申請要項P.4をご確認ください。家計急変者として申請する場合は、該当事由に応じて申請要項P.8、9に記載の必要書類を提出する必要があります。



17ページへ

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

②申請情報の入力

1

8-7. 事由発生直前から申出時点までの就労の状況を詳しく入力してください。*

8-3. でA又はE以外を選択した場合に回答してください。

申請者 () :

生計維持者 1 () :

生計維持者 2 () :

8-8. 災害の内容を選択してください。*

8-3. でDを選択した場合に回答してください。

申請者 () :

生計維持者 1 () :

生計維持者 2 () :

8-9. 申込時点での状況を選択してください。*

8-3. でDを選択した場合に回答してください。

申請者 () :

生計維持者 1 () :

生計維持者 2 () :

8-10. 就労困難な理由を選択してください。*

8-9. で「被災により就労困難」を選択した場合に回答してください。

申請者 () :

生計維持者 1 () :

生計維持者 2 () :

1

手順

① 8の設問に回答します。

補足

① 「一時保存」では登録が完了しません。必ずWeb入力期限までに「入力内容確認」→「登録」まで行ってください。



18ページへ

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

③申請入力内容の確認

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除申請 入力内容確認

入力は以上です。
あなたの入力した内容は以下のとおりです。
入力内容に相違がない場合は下の「登録」ボタンを押してください。登録完了後はWeb画面からは修正できません。
入力内容を訂正する場合は、「訂正」ボタンを押してください。

申請対象情報	
種別	[●● 年度●学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時~●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

なお、Web登録のみでは申請は完了しません。Web登録後、申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。期限までに申請書類の提出が無い場合、申請は無効となります。このことに同意しますか。

同意する

訂正 登録 1



portal.student.kit.ac.jp の内容
入力した内容で登録を完了します。
処理を続行しますか？

OK キャンセル



登録完了

Web登録を完了しました。
まだ申請は完了していません。
続いて申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。

OK

手順

- 1 内容を確認し、同意するにチェックを入れ、登録をクリックする。
(登録完了をすると訂正ができませんのでご注意ください)
- 2 「OK」をクリックするとWeb入力完了です。



21ページへ

3. 申請書類の提出

3-1. 高等教育の修学支援新制度（新規申請）

① 申請書類等出力方法

Web入力のみでは申請は完了しません。Web入力完了後、申請書等を印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて、所定の場所へ期限までに提出してください。期限までに申請書類等の提出がない場合、申請は無効となります。



手順

①「申請書出力」「学修計画書出力」をクリックするとPDFファイルがダウンロードされます。ダウンロードしたPDFファイルをA4サイズで印刷し、申請要項に記載の書類を提出してください。

② 注意事項

Web入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）はWebから内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。



22ページへ

3.申請書類の提出

3-2. 高等教育の修学支援新制度（継続申請）

①申請書類等出力方法

Web入力のみでは申請は完了しません。 Web入力完了後、申請書等を印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて、所定の場所へ期限までに提出してください。期限までに申請書類等の提出がない場合、申請は無効となります。



手順

- ①「申請書出力」をクリックするとPDFファイルがダウンロードされます。ダウンロードしたPDFファイルをA4サイズで印刷し、申請要項に記載の書類を提出してください。

②注意事項

Web入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）はWebから内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。



22ページへ

3. 申請書類の提出

3-3. 授業料徴収猶予申請

① 申請書類等出力方法

Web入力のみでは申請は完了しません。 Web入力完了後、申請書等を印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて、所定の場所へ期限までに提出してください。期限までに申請書類等の提出がない場合、申請は無効となります。

The screenshot shows the 'Kyoto Institute of Technology' (京都工芸繊維大学) website, specifically the 'Educational Affairs Office' (学務課) page. The page title is '授業料免除及び徴収猶予申請 申請内容確認' (Application Confirmation for Tuition Waiver and Deferral). A message box states: 'Web登録を受け付けました。Web登録のみでは申請は完了しませんので、続いて申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。期限までに申請書類の提出が無い場合、申請は無効となります。' (We have received your web registration. Since web registration alone does not complete the application, please print the application documents and submit them to the designated location by the deadline. If no application documents are submitted by the deadline, the application will be invalid.) Below the message, there is a button labeled '申請書等出力' (Print Application Documents) with a red circle containing the number '1' next to it.

手順

- ① 「申請書等出力」をクリックするとzipファイルがダウンロードされます。ダウンロードしたフォルダにPDFファイルが格納されていますので、すべてA4サイズで印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて提出してください。

② 注意事項

Web入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）はWebから内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。



22ページへ

4.提出先・問合せ窓口

提出先・問合せ窓口

〒606-8585

京都市左京区松ヶ崎橋上町 1 番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）

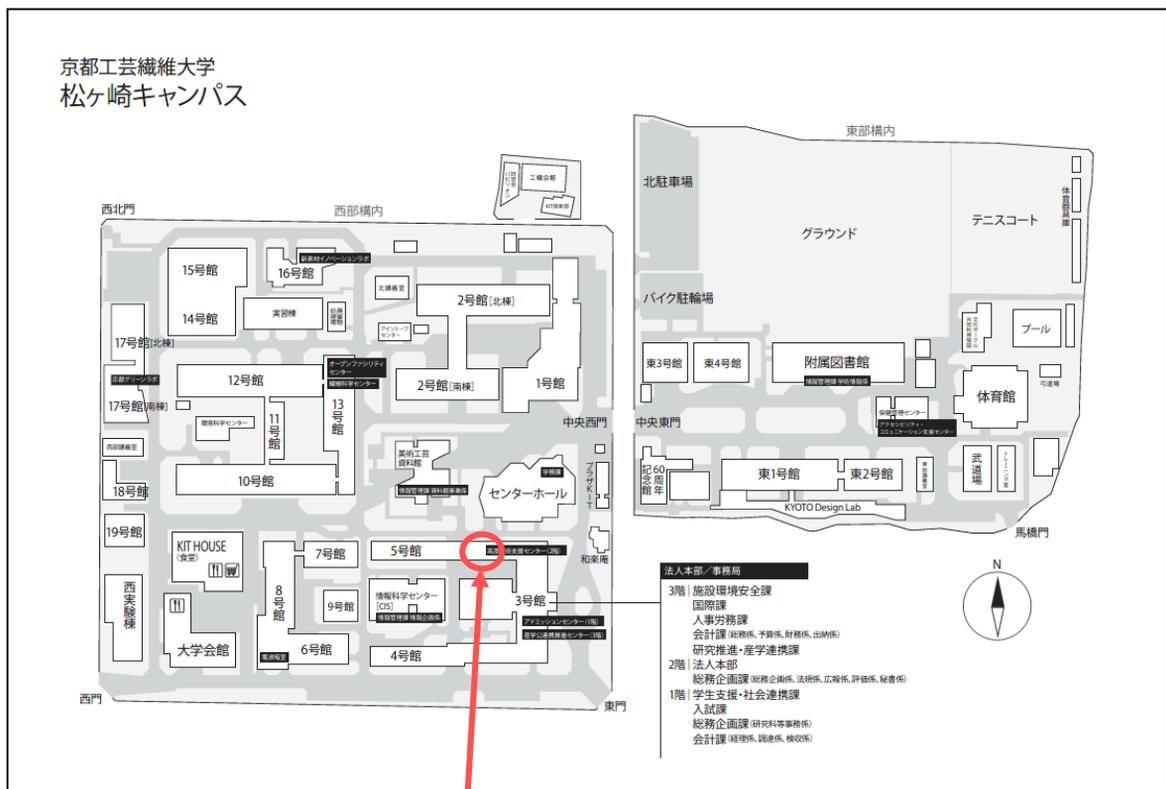
窓口：8:30～17:00（土日及び祝日を除く）

Tel：075（724）7143/7150

E-Mail：shogaku@jim.kit.ac.jp

授業料免除等申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。
上記からの連絡には応答するようにしてください。

学生支援・社会連携課経済支援係窓口 所在図



学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）

Financial Support, Student Support and Community Outreach Office